体験！裁判員裁判 10/10 & 霞が関 司法探検スタンプラリー 10/15

主催 「法の日」週間実施東京地方委員会

裁判所・検察庁・弁護士会の共催で参加型のイベントを開催します。ぜひご応募ください！

★体験！裁判員裁判

あなたも裁判員や検察官・弁護人となって、裁判員裁判を体験してみませんか？現職の裁判官・検察官・弁護士がサポートします！

★霞が関司法探検スタンプラリー

弁護士と一緒に、裁判所・検察庁・弁護士会をめぐります。法廷見学、裁判員裁判の説明、家事事件・少年事件のビデオ視聴など盛りだくさんです！

↑「体験！裁判員裁判」を実施する
東京高裁第806号法廷

裁判員制度

≪募集要項≫

○● 体験！裁判員裁判 ●○●○●○●○●○●○●

【日時】10月10日（水） －定員 午前・午後 各50名程度－
午前の部 10:00～12:00（受付 9:30）
午後の部 13:30～15:30（受付13:00）

※当日、参加者の中から裁判員役、検察官役、弁護人役などを募集します。

【会場・受付場所】 東京高裁8階 第806号法廷
千代田区霞が関1-1-4
（丸ノ内線、日比谷線、千代田線霞ヶ関駅 A1出口すぐ）

【申込方法】
9月28日（金）までに、下記①～④の事項について電話にてお申込下さい。FAXでのお申込も可能です（定員になり次第締切）。
①希望人数（2人まで） ②代表者の氏名・年齢・住所 ③午後・午前の希望 ④2名で参加を希望する場合、2人目の氏名・年齢・住所
TEL 03-3502-7024 東京家裁 総務課広報係
FAX 03-3503-3997

○● 霞が関司法探検スタンプラリー ○●○●○●○

【日時】10月15日（月） －定員 各コース20名（抽選）－
Aコース 9:45～12:30 Bコース 12:45～15:30
Cコース 13:45～16:30

【受付場所】 弁護士会館5階502会議室
千代田区霞が関1-1-3
（丸ノ内線、日比谷線、千代田線霞ヶ関駅 B1-b出口すぐ）

【申込方法】
9月28日（金）までに、往復はがきに下記①～④の事項を記入し、返信用はがきの宛て先に代表者の氏名・住所を記載の上、お申込下さい。
①希望コース ②希望人数（5人まで） ③代表者の氏名・年齢・住所
④複数名で申し込む場合、代表者以外すべての者の氏名・年齢・住所
宛先：〒100-0013千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階
第一東京弁護士会 法律相談課 霞が関司法探検スタンプラリー係
【お問合せ】 TEL 03-3595-8575 第一東京弁護士会

○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○

※小学生以下の参加は、保護者の同伴もお願いします。
※当日、報道機関の撮影取材が入る場合があります。

「法の日」週間実施東京地方委員会
東京高等裁判所／東京地方裁判所／東京家庭裁判所／東京高等検察庁／東京地方検察庁
関東弁護士会連合会／東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会